

様（以下「利用者」といいます。）と医療法人社団シリウス会 整形外科
メディカルパパス 訪問リハビリテーション マンダリン（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図り、利用者が可能なかぎり居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようこのサービスを提供します。
- 2 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護区分、及び被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対してサービスを提供します。
- 3 利用者は、事業者からサービスを受けたときは、事業者に対して、別紙の重要事項説明書における内容説明の記載に従い利用料を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約の日から利用者の要介護（要支援）認定の有効期間満了までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（居宅サービス計画変更の援助）

事業者は利用者が、居宅サービス計画の変更を希望する場合は速やかに介護支援専門員に連絡する等、必要な援助を行います。

第4条（サービス内容の変更）

- 1 事業者が提供する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙サービス内容説明書の通りです。
- 2 利用者は、いつでも訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容を変更するよう申し出ることができます。

事業者は、利用者からの申出があった場合、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容を変更します。

- 3 サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは、利用者に変更後に利用する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、利用サービス変更合意書を交わします。

※適用を受けないサービスの説明

事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者の合意を得ます。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの支援を行います。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（サービスの提供と記録）

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付をうけることができます。
- 4 第10条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を原則文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。この場合、交付に要する実費は利用者に請求することがあります。

第8条（料金）

事業者が提供する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに対する料金規定は以下のとおりです。

自己負担分

基本料金	1回につき	要介護	308円
		要支援	298円

加算・減算

項 目	加 算 単 位
指定訪問リハビリテーション	
・ 短期集中リハビリテーション実施加算（3月以内）	200円/日
・ 訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50円/回
・ 訪問リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ	6円/回

介護予防訪問リハビリテーション	
・ 予防短期集中リハビリテーション実施加算（3月以内）	200円/日
・ 予防訪問リハビリテーション計画診療未実施減算	-50円/回
・ 予防訪問リハビリテーションサービス提供体制加算Ⅰ	6円/回
・ 予防訪問リハ12月超減算（利用開始から1年を超えた場合）	-30円/回

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、原則文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ④ 利用者が死亡した場合
 - ⑤ 別紙運営規定に定める通り、第35条の禁止行為に抵触する場合
 - ⑥ 利用者が正当な理由無く利用料を滞納した場合、これを話し合いにより解決できない場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 11 条 (賠償責任)

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに対する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第13条 (善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第14条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

事業者名 医療法人社団シリウス会 整形外科メディカルパパス
訪問リハビリテーション マンダリン

指定番号 0910311075

事業所所在地 〒329-4423
栃木県栃木市太平町水代1-943-1

事業者 理事長 町田 敏

利用者

所在地
氏 名

代理人

所在地
氏 名

